

＜認証評価時からの変更内容＞

（１）修了要件の変更

変更内容等	
認証評価時の状況	＜学則本文＞ 第 30 条 本学の課程を修了するためには、本学に 2 年以上在学し、かつ、別表に掲げる授業科目について <u>54 単位以上</u>を修得しなければならない。
変更後の状況	＜学則本文＞ 第 30 条 本学の課程を修了するためには、本学に 2 年以上在学し、かつ、別表に掲げる授業科目について <u>50 単位以上</u>を修得しなければならない。
変更の理由	昼夜開講制への移行に伴い社会人が増加し、社会人が確実に学修できる修了要件単位数を見直したことによるものである。
変更の時期	2017 年 4 月 1 日から（2017（平成 29）年度入学者から）
添付書類	・ 大原大学院大学学則変更部分の新旧対照表 ・ 変更後の大原大学院大学学則